

只今、事故報告を受けたところでありますが、これまで、重大と思われる大きな事故は無く、

北海道における原子力発電として、安全管理や発電技術等に信頼をして参りました、しかし、今回の事故は決して有ってはならない一次系統の冷却水漏洩事故と認識しております。

そこで、伺いますが、

今回の一連の事象の時間的経過と対処についてもう少し詳しくお聞かせ願いたい、

○多羽田原子力安全対策課長

時系列的な対応についてでございますけれども、道では、9月7日、日曜日、14時20分に北海道電力より、連絡の第1報を受理しております。

その後、総合防災対策室長以下原子力安全対策課の職員を招集したところであります。

また、共和町にあります北海道原子力環境センターでは、環境モニタリングをその直後の14時42分から、収集間隔をそれまでのユ0分値から2分値に短縮して、モニタリングの体制を強化したところでございます。

さらに、北電の方からは、14時55分には第2報、15時45分には第3報、18時10分には第4報、そして、18時40分には第4報の補足を受けたところでございます。

また、環境センターのモニタリング情報を22時20分までに7回の報告を受けましたが、いずれも測定結果は平常値でありました。

また、知事への連絡につきましては、北電からの第3報までの情報により、事故の概要が確認できたことから、16時50分に行っております。同時に、3副知事にも報告をしたところでございます。

また、20時30分にそれまでの内容をまとめて報道発表を行っております。以上でございます。

村田委員

一連の経過を御説明いただきましたが、これまでいろいろな、詳細な、細かな事項についても北電が各自治体、また、道への報告に対する連絡網、こういうことに対しては、これまで何度も議会でやってきましたが、非常に誠意がない部分もあったのではないかなという課題もありました。

それで、今回、原子炉等規制法37条、それによって、保安規定の設置義務があつて安全を保障しようと、そういうようなことでもって安全というものが守られるようにしているわけでございますけれども、今回の事故は、国への報告義務が生じない範囲というふうにされておりますけれども、道と北電の安全協定での事故報告に関しては一体どういうものを対象とし、そして、道としては国への報告義務がないものに対しては、事故として認識するのかわからないのか、この辺の道の認識をお聞かせ願いたいと思います。

○多羽田原子力安全対策課長

安全協定の報告の該当性についてでありますけれども、安全協定では原子炉の停止、法令に定める値を超えた放射性物質などの放出など9項目について異常時の報告として求めています。

今回の事故は、現時点ではこれらの9項目のいずれにも該当しないものと判断しております。また、国は、軽微な事象やトラブルについても通達や法令に基づき事業者には報告を求めることとしております。

これらの通達や法令に該当しないものについては、軽微な事象、トラブルとは言えませんが広い意味でとらえると事故として認識できるものと考えております。

以上でございます。

村田委員

今、受けとめますと、国に報告しないものは事故とは認識しにくいというふうにも聞こえましたが、相対的には、やはり、事故と判断しなければならないということですね。

地元としては、これを事故とって扱っていると思っております。それぐらい、やはり大事な話なんですよ。そうした考え方でいると、いつ重大事故に発展するかわからない、そうしたものを内在していると私は思っているんですよ。

今回、道に情報が入ってきて、報道発表まで6時間を経過している。そして、先ほどお話がありましたように、いろいろな状況を把握した上でもって、知事に2時間半かかって報告をしたということでもあります。知事は原子力防災のトップになるわけですよ。その可能性がもしかしたらあったかもわからない。私は速やかに報告すべきだったと思うのですが、この辺の認識は少し甘かったのではないかなと私は思うのですが、この辺はどう思いますか。

○多羽田原子力安全対策課長

知事への報告の問題でありますけれども、北電の方から、第1報からそれぞれ断片的に情報を受けて、それらの情報を経過的にまとめた上で知事の方に報告をしたと、そういったことから時間を要したと考えております。この問題については、最終的に総括的な情報としてまとめた上で知事に入力したと、そう理解しております。

村田委員

情報があまり錯綜しないようにまとめて、ある程度状況がはっきりした中でもってお伝えしたいという意味だったと思うのですが、全体的に防災というものを考えますと「早さ」なんですよ。これをどう対処するか、それは後からの報告でいいと思うんですよ。この辺が今10号台風の問題もあったわけでしょう。そういう防災に対する認識が少し甘いんじゃないのかなというふうにとらえていますので、この点は指摘しておきたいと思えます。

今回の報道の中で、数字的に疑問が生じているのは、現地での北電の漏えい数値というのは1時間当たり4リットルということになっている。これは、地元の各報告先、町村とかに言っており、私もけさから確認している。この4リットルという数字は間違いないということなんです。ところが、新聞報道によりますと、8リットルから9リットルという話でございますが、漏えい量が140リットルあったということで、北電が発見してからの時間経過からすると、およそ20時間から22時間、これは、新聞報道のとおりですが、割り算すると大体8とか9という数字になると思うのですが、漏えいの計測値が、もし、確実に4リットルであったとするならば、時間経過からいってもっと早い時間に漏れてるんじゃないか、ということも想定されるわけです。

保安規定43条の3の規定に「サンプ水系については、1日1回確認されること」と規定されているわけです。そうすると、もっと早い時間に発見ができたのではないかなという認識もあるんです。ただし、これは140リットルという数値の問題、それから、時間経過がよくわからない、そういう中で新聞報道も情報も先に走っているから、私は正確な情報が伝わっていないと思っている。もし仮に、これが本当に4リットルであったとして先に漏れていたとすれば、安全の確認に対するシステムに、この発電所は不備が出てきてるのではないかという疑問も生じてくる。この辺の漏えい水量に対する問題は、道としてはどういうふうに受けとめているかお聞かせ願います。

○多羽田原子力安全対策課長

漏えい率の確認についてでございますけれども、北電の方からは1時間当たり4リットルの漏えい率ということで聞いておりますけれども、北電としては、格納容器内における再生熱交換器のサンプ水をトレンドグラフなどの表示器において表示されているわけでございますけれど、そういった監視をして対応していると聞いております。

村田委員

今のお話ですと、大体漏えいの水140リットルについては累積というものがあるので、そういう数字で聞いているという話なんですけれども、今後、調査の中で明らかにすると思うんですけれども、そうした問題を残しているということも認識しておいていただきたいと思えます。

これまで、北海道電力では1次系の事故は全くなかったということは先ほど申しました。それ以外の危機、作業場での数回のトラブル、これは人命を失う事故もございました。地元の町村においては、報告義務のないものもすべて北電から報告するようということを進めてきておりました。それで、立地点や周辺地域への安全に対する信頼関係がしっかりと構築できるんだと、そんな思いの中でやってきましたけれども、今回の事故では、これまでの間に報告がこの数時間の間に4回報告されてきたということでございますが、こうした対応で果たしてよかったのかどうか。詳細がわからないために周知できない状況だったということですね。これも本当に確かなことだったと思えます。きょうの新聞の中にも泊の村長さんの談話が出ておりますけれども、全くそのとおりだと思っております。

それで、原子力防災の対応を考えると、事故、事象の発生から少しでも早い対応が必要だと私は思っておりますので、今後、こうした国に対する報告義務のないものに対する詳細な基準を必要としてくるんじゃないかと思うのですが、この辺、どんなお考えなのかお聞かせ願います

○多羽田原子力安全対策課長

報告対象とならないものについての取り扱いについてでございますけれども、安全協定の該当性、あるいは、原子炉等規制法の中で言われている法令上の報告義務のないもの、そういったものであっても、国の方では軽微な事故であっても報告すべき基準が定められているわけですが、しかし、その基準につきましては、必ずしも明確でない数値基準も含めて、明確でないという部分等もございます。

今後、そういった部分につきましては、10月1日以降、東電の問題を契機として、原子炉等規制法が改正されて、新たに施行規則が改正されるという状況もありますので、そういった中で、今後検討してまいりたいと考えております。

村田委員

今後の国の動向も踏まえながら対処していかなければならないという意識に立っているという話でございますが、これは非常に大事な話でございますし、信頼と安全性が確立されない限り、その後における原子力の運転は非常に困難になると思うのです。非常に大事なエネルギーでございますので、道もその辺はしっかりとやっていただきたい。

それで、今回の事故に対する今後の対応として、原因の究明と対策が重要となってくると考えますけれども、今後、事業者であります北海道電力に対しまして、道としてどのように指導されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○多羽田原子力安全対策課長

北電に対する今後の指導のあり方でございますけれども、道としては、事業者として、速やかに今回の事態の原因を究明して対策を講じるとともに、安全管理の徹底に努めて、道民が信頼できる原子力発電、そうしたものを事業者としての責任として行うべきである、そういうふうに考えております。

村田委員

これから道の対応をしっかりと注視して見ていきたいと思っておりますけれども、今後、事故原因の早期解明と対応、そして、原因が判明次第、速やかに報告いただきたい。

そして、一日でも早く周辺地域の住民の不安の解消に努めていただきたいと思います。

いずれにしても、あつてはならない重大な事故でありますことと原子力発電は安全運転が大前提でありますし、これが最優先課題であります。立地町村はもとより、道の原子力行政におかれては、今後より以上に強い指導性をもって事に当たっていただきたいと思いますと考えております。

このことを申し上げまして質問を終わります。